

年金委員(新規委嘱者)向け オリエンテーション資料

年金委員(制度)の現状と取り組み

1. 年金委員(制度)の概要

(1)年金委員とは

- ・日本年金機構法第30条に基づき、平成22年1月に設置。
- ・厚生労働大臣から委嘱を受けて、厚生年金保険や国民年金の事業について、事業所や地域で啓発、相談、助言などの活動を行う奉仕的な民間協力員。

【法律や規程における委員活動に関する記載内容】

日本年金機構法(抄)

第30条第2項

年金委員は、厚生労働大臣及び機構による政府管掌年金事業の運営に協力して、政府管掌年金事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、並びに政府管掌年金事業に関する事項につき被保険者又は受給者からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の活動を行う。

年金委員取扱規程(抄)

2 活動

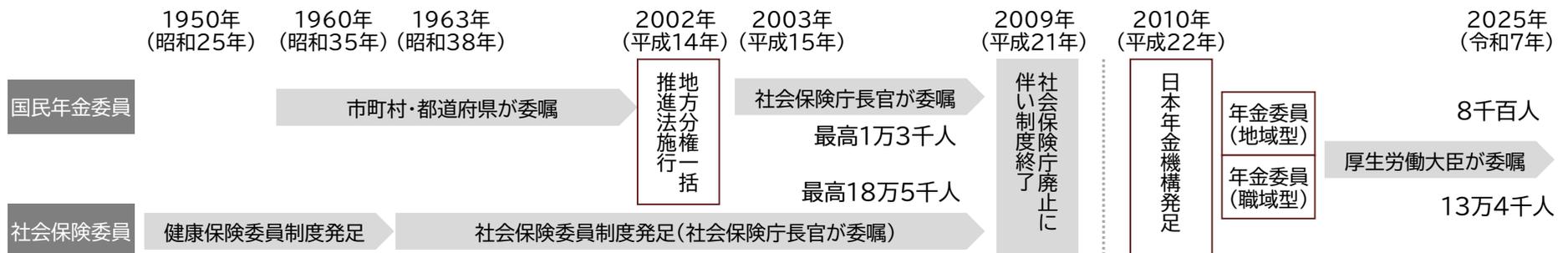
年金委員は、厚生年金保険の適用事業所(以下「適用事業所」という。)の事業主、被保険者及び地域住民等に対して、次の活動を行う。

- (1)日本年金機構が実施する年金制度等に関する説明会及び普及啓発活動への協力
- (2)日本年金機構が発出する各種通知やお知らせ等に関する説明及び相談
- (3)各種届出手続きについての相談及び助言並びに適切な届出の励行
- (4)日本年金機構が行う年金記録の正確な管理のための事業への協力及び支援
- (5)前各号に掲げるものの他、政府管掌年金事業の推進に必要な活動

(2)年金委員の区分等

区分	委嘱数(R7.3月末)	主な活動場所	任期	年金委員への推薦条件 等
地域型	8,083人	各地域(自治会、町内会等)	3年(更新可)	(推薦者)市区町村、年金事務所長、関係団体 年金事務従事者、自治会長、民生・児童委員、社労士等
職域型	13万4,255人	各事業所	なし	(推薦者)事業主または年金事務所長 厚生年金保険の事務担当者 等

(3)年金委員制度の変遷



年金委員活動の現状

2. 年金委員(職域型・地域型)の現状

【職域型年金委員】

(1)委嘱数:令和6年度末現在 13万4千人

(2) 主な活動内容

自社の従業員にかかる社会保険関係各種届書の適正な事務手続きとともに、**各委員の知識や経験年数、所属等**に応じた活動を行っていただいています。

(参考)日本年金機構による主な活動支援の内容

- ・研修会の実施
 - ・定期的な情報提供
- (各制度周知リーフレット、各地域作成の広報紙等の提供)

【地域型年金委員】

(1)委嘱数:令和6年度末現在 8千百人

(2)主な活動内容

その地域住民の皆さまに対して、**各委員の知識や経験年数、所属等**に応じた活動を行っていただいています。

(参考)日本年金機構による主な活動支援の内容

- ・研修会の実施
 - ・地域型年金委員連絡会の開催
 - ・定期的な情報提供
- (各制度周知リーフレット、各地域作成の広報紙等の提供)

表1 職域型年金委員の委嘱数の推移

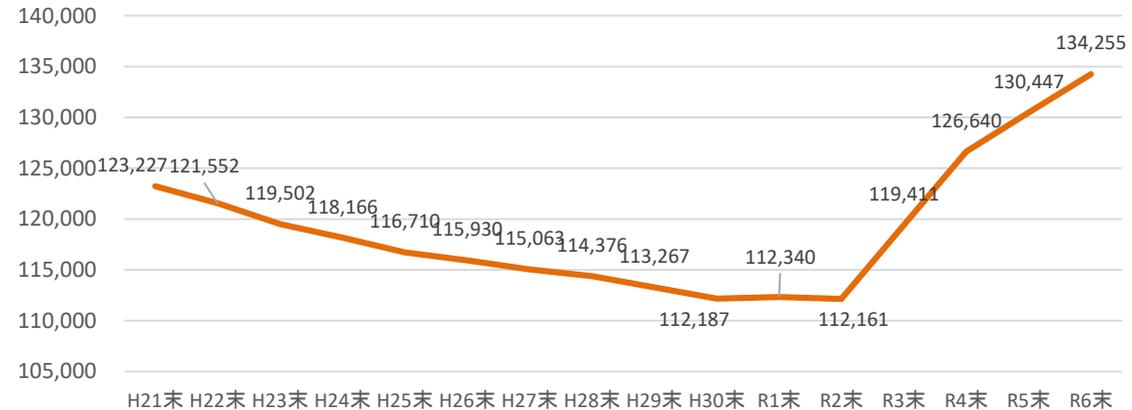
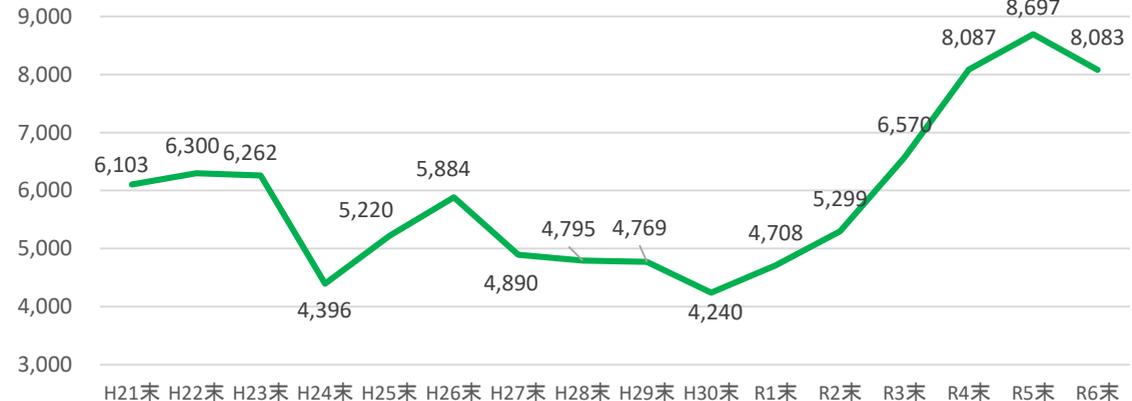


表2 地域型年金委員の委嘱数の推移



年金委員活動の現状

【職域型年金委員の活動】

【説明会に関する活動】

- 管轄の年金事務所が主催する制度説明会へ積極的に参加し、算定基礎届など時期的に必要な事務処理や今後の制度改正についての情報等、年金委員として参考となる必要な知識の収集を常に図っている。

【広報に関する活動】

- 年金事務所から提供される制度周知用ポスターやリーフレットを、自社の共有スペース等へ掲示・配架することで、従業員やそのご家族の方々まで広く伝わるように周知している。
- 自社の従業員へ伝達する機会(会社内の朝礼、会議及び社内報など)において、その時期に必要な年金手続き等の情報伝達を図っている。

【相談に関する活動】

- 新入社員には保険料の控除方法などの年金にかかる制度説明、退職を迎える職員には退職後の年金手続き等について、説明会を開催するとともに、年金事務所の相談窓口を案内している。

【オンラインサービスの推進にかかる活動】

- 自社の従業員やそのご家族の方々に、日本年金機構から提供される「ねんきんネット」にかかるチラシを配布(回覧)し、ねんきんネットで自分自身の記録の確認や将来の年金見込額の試算ができることを周知している。

【立場を活用した活動】

- 社会保険事務担当として、GビズIDを取得し、資格取得届、算定基礎届、賞与支払届などの届書を紙媒体等の届出から、電子申請による届出するよう社内事務の変更を行っている。

取組例

- ・ **社内メールを使い、日本年金機構のHPに掲載されているトピックスなどの情報展開。**
- ・ **「ねんきんネット」がマイナポータルと連携することで、より便利になることを日本年金機構のチラシ等を活用し周知した上で、マイナンバーを利用した、マイナポータルと「ねんきんネット」の連携方法の周知。**
- ・ **手続きとして事例の少ない届書(「産前産後休業」「育児休業」にかかる保険料免除)などの届出について、リーフレット等を活用した周知。**
- ・ **退職する社員に向けて、年金記録の確認方法や年金を受け取るための手続き等について、年金事務所と連携した研修の実施。**

年金委員活動の現状

【地域型年金委員の活動】

【説明会に関する活動】

- 町内会や老人クラブで、自分が年金委員であることを伝え、年金事務所が開催する年金相談等の案内をしている。
- 町内会で年金委員として説明する時間をもらい、年金制度にかかる周知活動を行っている。

【相談に関する活動】

- 住民の方からの相談に対し、年金事務所のどの窓口にどのように相談すれば良いかアドバイスしている。
- 年金受給が近い世代の人に対して、受給手続等に関する話を伝えた上で、自分自身の年金記録の確認を行うよう勧めている。
- 地域のアルバイトやパート従業員に対して、国民年金の加入と保険料納付の必要性について啓発している。

【広報に関する活動】

- 市営図書館や公民館等の受付に、年金に関するパンフレットを設置させてもらうなどの広報活動を行っている。
- 周辺の世帯に対して、年金のチラシを配布したり、自治会の掲示板へポスター貼付を依頼している。

【立場を活用した活動】

- 民生委員と年金委員を兼務していることから、民生委員の地区会議等で年金に関する広報誌の配布や説明をし、保険料の納付方法や保険料免除制度等の周知活動を行っている。
- 自分が勤務していた学校に対して、年金に関する周知(納付義務、学生納付特例制度の紹介)や相談対応をしている。

取組例

- ・ 町内会の回覧版や掲示板に、年金制度説明会のチラシの同封やポスターの掲示を依頼。
- ・ 商業施設や交流センターなど多くの人が集まる施設に対し、年金の制度周知にかかるポスターの掲示やリーフレットの配置を依頼。
- ・ 市役所が発行する広報誌に、リーフレットを同封してもらうなど、市役所への協力依頼。
- ・ 年金事務所が開催する出張年金相談会について、年金事務所職員と連携し、案内チラシを配布。

年金委員活動に必要な情報の提供

3. 日本年金機構HP「年金委員通信」ページのご案内

日本年金機構HPでは、「年金委員通信ページ」を設置し、年金委員の皆さまへの情報を発信しています。具体的には、公的年金制度の普及・啓発活動にご協力いただく年金委員の役割をご紹介します、年金委員の皆さまの活動に役立つ情報を掲載しています。右の二次元コードまたは以下のリンクからご覧ください。

年金委員通信

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/nenkiniintsuushin.html>



【「年金委員通信」ページイメージ】

The screenshot shows the website interface with several callout boxes highlighting key features:

- 年金委員として活動されている皆さま** (Active Pension Committees): A section at the top of the page.
- 年金委員活動に必要な情報** (Information needed for pension committee activities): A central section containing links to:
 - 年金委員研修を開催しています (We are holding pension committee training)
 - 年金制度説明会および年金委員研修用資料 (Pension system explanation meetings and training materials for pension committees) - This link is highlighted with a callout box.
 - 年金委員関係図書 (Books related to pension committees)
 - 年金委員表彰 (Pension committee awards)
 - Topicsおよび年金委員活動レポート (Topics and pension committee activity reports) - This link is highlighted with a callout box.
- 年金委員のご存じない皆さまへ** (For those who don't know about pension committees): A section providing introductory information.
- 年金委員として活躍されている皆さまへ** (For active pension committees): A section providing updates and news.

Callout boxes provide additional context:

- 年金制度の基礎知識を習得するための研修資料など掲載しています。** (We have posted training materials for acquiring basic knowledge of the pension system, etc.) - Points to the training materials link.
- 年金委員活動に役立つ情報を毎月掲載しています。** (We post information useful for pension committee activities every month.) - Points to the Topics and activity reports link.

The right side of the screenshot shows a list of **Topics (トピックス)** with dates and titles, such as: 令和5年5月2日 令和5年度の国民年金保険料は、1カ月あたり16,520円です。 (The national pension insurance premium for fiscal year 2023 is 16,520 yen per month.)

年金委員活動に必要な情報の提供

4. 日本年金機構公式SNSのご案内

日本年金機構では、X(旧Twitter)及びFacebookを活用して、公的年金に関する制度周知、各種手続き、お送りする通知書の情報など、お客様のお役に立つ様々な情報を発信しています。ぜひフォローしてご活用ください！



日本年金機構公式X (旧Twitter)
(@Nenkin_Kikou)

年金制度全般に
関する発信



https://x.com/Nenkin_kikou



日本年金機構公式Facebookページ

年金制度全般に
関する発信



[https://www.facebook.com/
profile.php?id=61575964302278](https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278)

英語・やさしい
日本語での発信



[https://www.facebook.com/
profile.php?id=61576205463510](https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510)

5. 「年金委員功労者厚生労働大臣表彰」等の実施

厚生労働省および日本年金機構では、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展にご協力いただいている年金委員の方々の活動において、多大な功績等を残された場合に感謝の意を表し、年金事業の一層の推進に寄与することを目的として「年金委員表彰」を毎年11月に実施しています。表彰者は、厚生労働省や当機構のHPに掲載しています。

令和5年度 年金委員功労者表彰 表彰者数

	令和6年度		令和5年度	
	職域型	地域型	職域型	地域型
厚生労働大臣表彰	66名	0名	67名	1名
日本年金機構理事長表彰	201名	2名	206名	4名
日本年金機構理事表彰	390名	32名	434名	43名

年金委員に関する必要な手続き

6. 年金委員活動にかかる諸手続き

(1) 活動経費請求

「年金委員は、その職務に関して、国から報酬を受けない」(日本年金機構法第30条第5項)とされていますが、「国の予算の範囲内において、その職務を遂行するために要する費用に支給を受けることができる。」(同条第6項)とされています。

このため、年金委員の活動にあたり経費が発生した場合は、「年金委員活動経費請求書」を年金事務所へ提出してください。

※年金委員活動の経費とは、年金事務所が主催する研修会等に参加するため発生した旅費交通費などです。請求できる経費の内容は、事前に年金事務所までお問い合わせください。

⚠ 請求にあたっての留意事項

① 旅費交通費は、以下の取り扱いとなります。

例)新幹線・特急の利用は、有効区間が50キロメートル以上であること
タクシーの利用は原則認められないこと など

※上記の例によらず、利用においてやむを得ない事情がある場合には、必ず**事前に**年金事務所にお問い合わせください。

② 活動経費の請求漏れにご注意ください。

年金委員活動の実施に必要な経費は、国から予算措置され、各期・年度ごとに決算を行っています。

そのため、各月発生分の請求は、**当月末〆切、翌月5日までに請求書必着**で、ご提出いただきますようお願いいたします。

例)〇年3月中に発生した旅費 ⇒ 〇年4月5日までに請求書必着で提出

※「年金委員活動経費請求書」を提出される際には、「年金委員活動報告書」とあわせてご提出いただきますようお願いいたします。

年金委員活動経費請求書 提出日 年 月 日

日本年金機構 御中

以下の通り、活動に要した経費を請求します。貴機構より当方へ支払われる旅費及び活動経費の支払については、下記振込先へ振り込んでください。
なお、貴機構が当方へ振込をした日をもって代金を受領したものと認め、領収書の発行は省略します。

■活動ごとにご提出ください。

活動年月日	活動内容	当該当するものに○ その他は記入してください
年 月 日	研修会・連絡会・その他()	

年金委員氏名	印	種別	地域型・職域型
事業所名称			
住所または事業所の所在地			
電話番号			

※「事業所名称」は職域型年金委員の方のみご記入ください。

1 振込先

銀行等名称	支店等名称	預金種別	口座番号
銀行 協会 信託	本店 支店 出張所	1 普通 2 当座	※必ずお記入ください。

※「口座番号」は職域型年金委員の方のみご記入ください。

2 交通費 (出張費・航空機・高速料金・宿泊費等は領収書(航空機については、領収書も併せて)を添付してください)

公共交通機関(電車/バス等)乗車料金	出発点から目的地までの経路(利用された区間のみご記入ください)	A 往復の交通費
	~	円
	~	円
	~	円
	~	円

自家用車	出発点から目的地までの往復の距離	B
出発点	目的地	円

宿泊費	宿泊場所	宿泊費	C
			円

3 雑費(駐車場代・コピー代)

経費の種類	金額
	円
	円
経費合計	円

交通費合計 A+B+C 円

※領収書を添付してください

※活動年月日の翌月5日までに年金事務所へ到着するよう提出して下さい。

※この請求書にご記入いただきました内容は、当該支払業務の目的以外には使用しません。(日本年金機構)

年金委員に関する必要な手続き

(2)年金委員に関する手続き

いつ・どんなとき	届書名	添付する書類等
新たに年金委員を推薦するとき	年金委員推薦書	顔写真（職域型は任意）
年金委員を辞めるとき	年金委員辞退届出書	年金委員証明書（発行されている場合）
委嘱状または証明書を紛失または記載内容に変更が生じたとき	委嘱状又は年金委員証明書 再交付・記載内容申出書	委嘱状または年金委員証明書（発行されている場合）
事業所の名称変更または所在地が変わったとき（職域型）	職域型の年金委員にかかる適用事業所所在地・名称変更届出書	顔写真（年金委員証明書が発行されている場合）
お引越し等により、住所が変わったとき（地域型）	住所変更届出書	顔写真（県外へ住所変更する場合）

年金委員にかかる申請・届書様式は、機構HPに掲載しています。
右の二次元コードまたは以下のリンクからご覧ください。

「年金委員関係のお手続きについて」

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/nenkiniintetsuzuki.html>



⚠ 届出にあたっての留意事項

健康保険・厚生年金保険の手続きと年金委員に関する手続きは異なります。

例えば、新しく雇用した従業員を職域型年金委員に推薦する場合や現職の職域型年金委員が交代、異動、退職する場合などは、通常の社会保険に関する手続き（資格取得届や資格喪失届の提出）に加え、年金委員の異動に関するお手続きが必要です。

お手数おかけしますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

年金委員活動にあたっての留意事項

7. 年金委員活動にあたっての留意事項

年金委員の皆さまには法律上守秘義務が課せられておりますので、委員活動の中で知り得た秘密は他に漏らさないようお願いします。また、年金委員でなくなった後も守秘義務が課せられています。

その他、「職務上の義務に違反したとき」や「ふさわしくない行為があったと認められるとき」は解嘱となりますのでご注意ください。

【日本年金機構法(抄)】

(年金委員)

第三十条 厚生労働大臣は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者として機構が推薦する者のうちから、年金委員を委嘱することができる。

2 年金委員は、厚生労働大臣及び機構による政府管掌年金事業の運営に協力して、政府管掌年金事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、並びに政府管掌年金事業に関する事項につき被保険者又は受給権者からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の活動を行う。

3(略)

4 年金委員は、**その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。年金委員でなくなった後においても、同様とする。**

【年金委員事務取扱規程(抄)】

6 解嘱

(1)年金委員は、辞退の届出があった場合のほか、その任期にかかわらず、次のいずれかに該当したときに解嘱される。

- ① 地方厚生局長等が当該年金委員に、その職務の遂行に支障があると認めたとき
- ② 地方厚生局長等が当該年金委員について、**職務を怠り、又は職務上の義務に違反したことを認めたとき**
- ③ 地方厚生局長等が当該年金委員に、**年金委員たるにふさわしくない行為があったことを認めたとき**

10 政治的行為の制限

年金委員は、**その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。**

【参考】公的年金の普及・啓発動画

公的年金制度の普及・啓発を図るため、厚生労働省や日本年金機構では様々な動画を作成しています。その一部をご紹介します。

知っておきたい年金のはなし

知っておきたい年金のはなし(冊子)の内容をわかりやすく解説した動画です。



(冊子)



【約24分】

公的年金はみんなの強い味方

公的年金制度のメリットや国民年金保険料の納付方法および免除・猶予制度について、高校生から20歳前後の若年層の方々向けにアニメーションを用いてわかりやすく伝えることで、年金を身近に感じて、制度の理解を深めていただくことを目的とした動画です。



【第1話(約5分)】



【第2話(約5分)】



【第3話(約6分)】

【外国語版6言語(それぞれ15分前後)】

英語、中国語、韓国語
ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語

QuizKnockによる年金クイズ動画

厚生労働省とQuizKnockで年金について学べる動画を作成しました。年金の種類、物価の変動に関する問題等、年金についてクイズ方式で楽しく学ぶことができます。



【第1弾(約15分)】



【第2弾(約18分)】



【第3弾(約24分)】



【第4弾(約24分)】

ここでご紹介した動画は、機構HPに掲載しています。
右の二次元コードまたは以下のリンクからご覧ください。
「年金について学ぼう」
<https://www.nenkin.go.jp/service/learn/index.html>



